

# 町県民税・所得税の申告は正しくお早めに!

申告には、それぞれ必要な書類がありますので、ご不明な点がありましたら、事前にお問い合わせください。

申告は「自書申告」をお願いしています。

申告期限間近になりますと、受付は大変混雑しますので、申告はお早めをお願いします。また、インフルエンザ予防のため、マスク等の対策も併せてお願いします。

## 町県民税の申告

問合せ/税務課 ☎991-1833

### 町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意しています。

町県民税の申告書が送付された方で平成22年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

### 申告が必要な方

平成23年1月1日現在、松伏町に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方。
- 給与を2カ所以上から受けている方。
- 平成22年中に退職し、年末調整が済んでいない方。
- 給与所得のみの方で、次のような方。
  - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方。
  - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の源泉徴収を受けなかった方。
  - ・医療費控除等を受ける方。
- 源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方。(控除の追加・訂正など)
- 給与所得の他に給与所得以外の所得があった方。
- 松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のある方で、町内に住所のない方。
- 遺族年金・障害年金・失業給付等の非課税収入のみの方。
- 所得がない方で、次のような方。
  - ・どなたの扶養にもなっていない方。
  - ・別世帯の方に扶養されている方。

### 申告が不要な方

町県民税は、収入の金額にかかわらず全ての収入を申告する必要がありますが、次に該当する方は申告する必要はありません。

- すでに所得税の確定申告を済まされている方。
- 昨年中の勤め先が1カ所で、勤め先から町へ給与支払報告書が提出されている方。

### 申告をしないとこんな時に困ります

後日、各種証明書(課税、所得、納税などの証明書)が必要になったとき(年金や児童手当などの受給申請、金融機関からの融資を受ける場合など)に発行できません。

必ず3月15日(火)までに申告をお願いします。

### 申告の時に必要なもの

- 印かん
- 給与所得者は平成22年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
- 事業所得者、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、役場では受付できません。)
- 年金所得者は、平成22年分の源泉徴収票(コピー不可)
- 社会保険料控除を受けられる方は、国民健康保険、国民年金、介護保険などの支払いのわかるもの。
- 生命保険料、地震保険料などに加入の方は、支払証明書。
- 障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など。(65歳以上で寝たきり状態にある方も、予め町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
- 勤労学生控除を受けられる方は、学生証等。
- 還付申告の場合は、申告者名義の金融機関の口座番号。
- 医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書等。(個人別・病院別の集計をお願いします。)

### 町県民税申告受付日程

受付:午前9時~11時30分、午後1時30分~3時30分

日程	受付対象者など	場所
2月8日(火)	大川戸・金杉	大川戸農村センター
9日(水)	築比地・魚沼	農村トレーニングセンター
10日(木)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
2月16日(水)~18日(金)	給与所得者で還付申告の方	役場第二庁舎 3階 301会議室
2月21日(月)	松葉・田島・田島東	
22日(火)	上赤岩・下赤岩	
23日(水)	大川戸・金杉	
24日(木)	築比地・魚沼	
25日(金)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
28日(月)	田中	
3月1日(火)	松伏(1番地~2500番地)	
2日(水)	松伏(2501番地~)	
3月3日(木)	営業所得の方	
3月4日(金)		
3月7日(月)		
3月8日(火)~15日(火) (土・日を除く)	上記以外の方 又は上記の日程で都合の悪い方	

※上記日程で都合の悪い方は、3月13日(日)も受付します。(役場第二庁舎 3階301会議室)午前9時~正午

申告受付期間中のお問い合わせは、次の時間をお願いします。午前8時30分~9時 午後5時~7時

## 所得税の確定申告

問合せ／越谷税務署電話相談窓口  
☎048-965-8111 (音声案内)

平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです(土・日曜日を除く)。なお、越谷税務署では、平日以外でも2月20日と2月27日の日曜日に限り、確定申告の受付を行います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

申告書はご自分で作成し、e-Tax、郵送などによりお早めに提出してください。

なお、所得税確定申告期間中、e-Taxは24時間利用できます。〔確定申告書等作成コーナー〕からe-Tax用送信ができます。

### 確定申告が必要な方

○事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成22年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除額を差し引いて残額のある方。

※事業所得や不動産所得、山林所得があり、確定申告をする方は、「収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)を添付しなければなりません。

○給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方。

- ・給与の年収が2千万円を超える方。
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けている方。
- ・給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方。
- ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方。

なお、詳しくは国税庁のホームページで確認されるか、税務署にお問い合わせください。

### 申告すれば所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

○源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くない方。

○給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方。

○年金収入(1カ所からの支給)のみの方で、源泉徴収されている方。

○給与所得者で、次のような方。

- ・災害や盗難などにあった方。
- ・多額の医療費を支払った方。

(個人別・病院別の集計をお願いします)

- ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方。
- ・住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方。

※所得税の還付申告については、広報1月号(4ページ)も参考にしてください。

※源泉徴収票などの添付書類は、添付書類台紙に貼ってご提出いただくよう変更となりましたので、ご注意ください。

## 所得税申告受付日程

原則として土・日曜日は除きます。

### 越谷税務署

日 程	受付時間	内 容
1月4日(火) ～2月15日(火)	午前9時 ～午後4時	還付申告全般
2月16日(水) ～3月15日(火)		納税・還付の申告全般
休日 2月20日(日) 2月27日(日)		

※駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

### 役場(第二庁舎 3階 301会議室)還付申告会

日 程	受付時間	内 容
1月31日(月) 2月1日(火) 2日(水)	午前9時30分 ～11時 午後1時 ～3時	医療費控除 年金受給者の方 年末調整がお済みでない方

### 役場(第二庁舎 3階 301会議室)

日 程	受付時間	内 容
2月16日(水) ～ 3月15日(火)	午前9時 ～11時30分 午後1時30分 ～3時30分	納税・還付の申告全般 ※日程については、前頁の町県民税申告受付日程を参照してください。
休日 3月13日 (日)	午前9時 ～正午	納税・還付の申告全般

役場では、消費税、贈与税、住宅借入金等特別控除、土地・建物・株式等の譲渡による分離課税・損失・青色雑損控除・海外居住の扶養親族控除の申告の相談及び受付は行いません。ご注意ください。

### 納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納付期限は、3月15日(火)です。申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

#### 振替納税

振替日(4月22日(金))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。事前に口座の残高をご確認ください。

#### 現金納付

納期限(3月15日(火))までに金融機関又は所轄の税務署で納付してください。

#### 電子納税

自宅やオフィスのインターネット等を利用して電子納税をご利用いただけます。